<table>
<tr><th>現行計画</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
第１編　総則
第１章～第２章　（略）

第３章　防災機関の業務の大綱
１～２　（略）

３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>処理すべき事務又は事務の大綱</th></tr>
<tr><td>九州管区警察局</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>九州総合通信局</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>九州農政局
鹿児島県拠点</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>九州森林管理局
（北薩森林管理署）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
</table>
</td><td>
第１編　総則
第１章～第２章　（略）

第３章　防災機関の業務の大綱
１～２　（略）

３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>処理すべき事務又は事務の大綱</th></tr>
<tr><td>九州管区警察局</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>九州総合通信局</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>九州財務局
（鹿児島財務事務所）</td><td>(1)　公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。
(2)　災害つなぎ資金の貸付けに関すること。
(3)　災害復旧事業費の貸付けに関すること。
(4)　災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。
(5)　提供可能な国有財産の情報提供に関すること。
(6)　その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。</td></tr>
<tr><td>九州厚生局</td><td>(1)　災害状況の情報収集・通報に関すること。
(2)　関係職員の現地派遣に関すること。
(3)　関係機関との連絡調整に関すること。
(4)　その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。</td></tr>
<tr><td>九州農政局
鹿児島県拠点</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>九州森林管理局
（北薩森林管理署）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>九州経済産業局</td><td>(1)　災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
(2)　被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。
(3)　その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。</td></tr>
<tr><td>九州運輸局
（鹿児島運輸支局）</td><td>(1)　自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
(2)　被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
(3)　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。
(4)　港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。
(5)　船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
(6)　港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
(7)　その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</td></tr>
</table>
</td><td>
・県地域防災計画との整合

・県地域防災計画との整合

・県地域防災計画との整合

・県地域防災計画との整合
</td></tr>
</table>

福岡管区気象台 （鹿児島地方気象台）	（略）	福岡管区気象台 （鹿児島地方気象台）	（略）	
第十管区海上保安本部 （串木野海上保安部）	（略）	第十管区海上保安本部 （串木野海上保安部）	（略）	
（新設）	（新設）	九州地方環境事務所	(1)　災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2)　環境監視体制の支援に関すること。 (3)　飼育動物の保護に係る支援に関すること。	・県地域防災計画との整合
（新設）	（新設）	九州防衛局	(1)　災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整に関すること。 (2)　災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。	・県地域防災計画との整合
九州地方整備局 （鹿児島国道事務所阿久根維持出張所）	（新設） （新設） (3)　直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4)　直轄国道の防災に関すること。 (5)　「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施に関すること。 (6)　その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。	九州地方整備局 （鹿児島港湾・空港整備事務所、鹿児島国道事務所阿久根維持出張所）	(1)　港湾、海岸災害対策に関すること。 (2)　高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3)　直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4)　直轄国道の防災に関すること。 (5)　「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施に関すること。 (6)　その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。	・県地域防災計画との整合 ・県地域防災計画との整合
（新設）	（新設）	鹿児島労働局	(1)　工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 (2)　その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。	・県地域防災計画との整合

４～６　（略）

第４章～第５章　（略）

４～６　（略）

第４章～第５章　（略）

現行計画	修正案	備考
第２編　災害予防対策 第１部　風水害予防 第１章　災害に強いまちづくり 第１節　土砂災害防止対策の推進 第１　土砂災害防止事業の推進 １　土石流危険渓流 土石流の発生が予想される危険渓流については、今後も県と連携を図りながら危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から逐次、事業実施を促進する。 また、市は、地域住民に周知を図るとともに、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。 ２　急傾斜地崩壊危険箇所 本市には、山間地が多く、山崩れを起こす危険のある急傾斜地崩壊危険箇所が多く、今後も県と連携を図りながら危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から、逐次、事業実施を促進する。 また、市は、地域住民に周知を図るとともに、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。 ３～６　（略） 第２～第４　（略） 第２節　河川災害・高潮等の防止対策の推進 第１～第２　（略） 第３　浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等 市長は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めるとともに、把握した浸水実績等について住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として住民等に周知するものとする。	第２編　災害予防対策 第１部　風水害予防 第１章　災害に強いまちづくり 第１節　土砂災害防止対策の推進 第１　土砂災害防止事業の推進 １　砂防法に基づく砂防指定地 土石流の発生が予想される危険な渓流については、今後も県と連携を図りながら危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（土石流）から逐次、事業実施を促進する。 また、市は、地域住民に周知を図るとともに、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。 ２　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 本市には、山間地が多く、山崩れを起こす危険のある急傾斜地崩壊危険箇所が多く、今後も県と連携を図りながら危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）から、逐次、事業実施を促進する。 また、市は、地域住民に周知を図るとともに、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。 ３～６　（略） 第２～第４　（略） 第２節　河川災害・高潮等の防止対策の推進 第１～第２　（略） 第３　洪水浸水想定区域等を活用した水害リスク情報の周知等 河川管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は、浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、水防法に基づき、全ての一級・二級河川において、洪水浸水想定区域を指定する。 また、河川管理者及び市長は、それぞれの立場において、各河川の浸水実績等を把握し、浸水深や発生頻度等を踏まえて水害リスクを評価するよう努めるものとする。 市長は、洪水浸水想定区域や浸水実績等を踏まえ、防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、避難場所や避難経路等の情報を記載したハザードマップの作成等を推進し、水害リスク情報として周知するものとする。	・土砂災害危険箇所の廃止に伴う修正 ・土砂災害危険箇所の廃止に伴う修正 ・水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定及びハザードマップ作成等について、詳細に記載

第４　（略） 第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第１節　（略） 第２節　通信・広報体制（機器等）の整備 風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。 このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び防災関係機関は、平素から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。 １～３　（略） 第３節　（略） 第４節　消防体制の整備 第１　消防活動体制の整備 １　消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員） ⑴　（略） ⑵　消防組織の充実強化 整備された装備・資機材を十分活用して、より高度な消防活動を行うことができるよう、消防職員及び消防団員について、教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。 ⑶　（略） ２　地域住民の火災予防・初期消火体制の整備・強化 ⑴　一般家庭に対する火災予防の指導 市は、一般家庭内における火災の発生を予防するため、消防団、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、火災予防の指導に努める。 ⑵　（略）	第４　（略） 第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第１節　（略） 第２節　通信・広報体制（機器等）の整備 風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。 このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。 １～３　（略） 第３節　（略） 第４節　消防体制の整備 第１　消防活動体制の整備 １　消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員） ⑴　（略） ⑵　消防組織の充実強化 整備された装備・資機材を十分活用して、より高度な消防活動を行うことができるよう、消防職員及び消防団員について、教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。 また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。 ⑶　（略） ２　地域住民の火災予防・初期消火体制の整備・強化 ⑴　一般家庭に対する火災予防の指導 市は、一般家庭内における火災の発生を予防するため、消防団、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、火災予防の指導に努める。 ⑵　（略）	・国の防災基本計画修正に基づく修正 ・国の防災基本計画修正に基づく修正 ・国の防災基本計画修正に基づく修正

第２　消防水利，装備・資機材の整備 １　（略） ２　消防用装備・資機材の整備（装備・車両等） 消防用装備・資機材の整備方針 国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。 ３　（略）	第２　消防水利，装備・資機材の整備 １　（略） ２　消防用装備・資機材の整備（装備・車両等） 消防用装備・資機材の整備方針 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 ３　（略）	・国の防災基本計画修正に伴う文言の修正
第５節　避難体制の整備 第１　避難所の指定・確保、安全性の点検 １　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿住民に対し周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、自主防災組織によっては、指定緊急避難場所等への緊急避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するように努める。 ⑴　（略） ⑵　指定避難所等 （略） また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から総務対策部と民生衛生対策部等が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 ２　指定避難所の整備 （略） また、避難生活の安全・安心を確保し円滑な避難所運営を図るため、指定避難所や市の施設等において備蓄場所の確保に努めることとし、当該場所に、食料、飲料水、常備薬、炊き出し器具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所の設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。	第５節　避難体制の整備 第１　避難所の指定・確保、安全性の点検 １　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民に対し周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、自主防災組織によっては、指定緊急避難場所等への緊急避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するように努める。 ⑴　（略） ⑵　指定避難所等 （略） また、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策について、平常時から総務対策部と民生衛生対策部等が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 ２　指定避難所の整備 （略） （削除）	・国の防災基本計画修正に基づく修正 ・文言の修正 ・次項に同様の記載があるため削除
３　指定避難所における備蓄等の推進 指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿マスク、消毒液、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿毛布等避難生活に必要な物資＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等について、備蓄計画に基づく備蓄を推進するとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら	３　指定避難所における備蓄等の推進 指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等について、備蓄計画に基づく備蓄を推進するとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これ	・国の防災基本計画修正に基づく修正

の物資等の円滑な配備体制の整備に努める。	らの物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。	
４　（略）	４　（略）	
第２　地域における避難体制の整備	**第２　地域における避難体制の整備**	
１～２　（略）	１～２　（略）	
３　避難勧告等の伝達方法の周知	**３　避難勧告等の伝達方法の周知**	
⑴　避難勧告等の伝達体制	⑴　避難勧告等の伝達体制	
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）	
オ　テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。	オ　Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、市公式ＬＩＮＥ等）、電話等の利用により伝達する。	・広報手段の文言の統一
４　（略）	４　（略）	
（新設）	**５　自宅療養者等の避難誘導** 県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え、管内の市町村が、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるよう、必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。 また、市は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 県は、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。	・国の防災基本計画修正に基づく修正
（新設）	**６　在宅避難者等の避難体制の強化** ⑴　県及び市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 ⑵　県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	・国の防災基本計画修正に基づく修正
第３～第４　（略）	第３～第４　（略）	
第５　避難所の収容、運営体制の整備	**第５　避難所の収容、運営体制の整備**	
１～２　（略）	１～２　（略）	

３　避難所の生活環境改善システム等の整備 市は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。 ４　（略） **第６節　救助、救急体制の整備** **第１　関係機関等による救助、救急体制の整備** **１～４　（略）** **５　孤立化集落対策** 市は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。 また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。 ⑴　（略） ⑵　人工透析患者などの緊急搬送手段の確保 ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。 ⑶　非常用発電機の確保 停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の確保に努める。 ６　（略） 別　記 **孤立化集落対策マニュアル** **１　目的** 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合	**３　避難所の生活環境改善システム等の整備** 県及び市は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。 ４　（略） **第６節　救助、救急体制の整備** **第１　関係機関等による救助、救急体制の整備** **１～４　（略）** **５　孤立化集落対策** 市は、中山間地域、沿岸地域などの地域において、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民等の救出方法等について、十分に検討しておく。 また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。 ⑴　（略） ⑵　救急患者などの緊急搬送手段の確保 ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。 ⑶　食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備 孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。 このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。 また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の確保に努める。 ６　（略） 別　記 **孤立化集落対策マニュアル** **１　目的** 豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合	・県地域防災計画の修正に基づく修正 ・能登半島地震等の近年の自然災害から得られた知見を踏まえた県地域防災計画の修正に基づく修正 ・能登半島地震等の近年の

には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。 このため、市において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のためのマニュアルを策定し、当該マニュアルに基づき、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を促進することにより地域住民の安全確保を図る。 **２　孤立化集落対策** ⑴　孤立化の おそれのある集落の把握 道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落の 把握に当たっては、警察、消防、北薩地域振興局、ＮＴＴ等防災関係機関からも意見を聴取する。 〈孤立化のおそれのある集落の定義〉 □　道路状況 ・　集落につながる道路等において迂回路がない。 ・　集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。 ・　集落につながる道路等において トンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。 ・　土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。 □　通信状況 ・　空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。 ・　一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。	には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。 このため、市において、孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のためのマニュアルを策定し、当該マニュアルに基づき、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を促進することにより地域住民の安全確保を図る。 【孤立化の定義】 中山間地域、沿岸地域などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。 ・　豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など ・　地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など ・　津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など ・　地震または津波による船舶の停泊施設の被災など ※　道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況 **２　孤立化集落対策** ⑴　孤立化するおそれのある集落の把握 豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。 また、孤立化するおそれのある集落と通信手段について、事前の整備・確保に努める。 なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、北薩地域振興局等防災関係機関からの意見も参考とする。 〈孤立化のおそれのある集落の定義〉 □　道路交通の状況 ・　集落につながる道路において迂回路がない。 ・　集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。 ・　集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。 ・　土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。 ※　道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。 （参考） 孤立化するおそれのある集落との通信手段への影響について ・　道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって、電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。 ・　固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。	自然災害から得られた知見を踏まえた県地域防災計画の修正に基づく修正

⑵　孤立化の未然防災対策 孤立化を未然に防止するため、市は県及び防災関係機関等と連携しながら、次の対策に取り組む。 また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、平素から情報交換に努める。 ア　市 (ｱ) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長等）を「災害情報連絡員」として任命し、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。 （新設） (ｲ) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、ＮＴＴなどの防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。 (ｳ) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、平素から関係者との連携を図る。 (ｴ) 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備し、連絡手段の多様化を図る。 （新設） (ｵ) 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。 （新設） イ　ＮＴＴ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 ウ　道路管理者（県・市等） 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り	⑵　孤立化の未然・事前防災対策 孤立化を未然に防止するため、市、県及び防災関係機関等は連携しながら、次の対策に取り組む。 また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。 ア　市 (ｱ) 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長等）を「災害情報連絡員」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。 (ｲ) 集落が孤立化した場合、市など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。 このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。 (ｳ) 集落内に学校や警察、消防等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。 (ｴ) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。 (ｵ) 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員に配備し、通信手段の多様化を図る。 (ｶ) 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。 (ｷ) 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医療品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。 イ　道路管理者（県・市等） (ｱ) 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。そのため、県・市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。 (ｲ) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。 ウ　通信事業者 孤立化するおそれのある集落において、市等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 （削除）	

組む。そのため、県・市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

⑶　孤立化した場合の対応

ア　市

（新設）

(ｱ) 孤立化した集落が発生した又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに報告する。

(ｲ) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

（新設）

(ｳ) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

イ　県

(ｱ) 市から孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。

(ｲ) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。

(ｳ) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

（新設）

（新設）

ウ　ＮＴＴ

(ｱ) 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に事前設置型の特設公衆電話を開設する。

(ｲ) 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

（新設）

⑶　孤立化した場合の対応

ア　市

(ｱ) 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

(ｲ) 孤立化した集落が発生した又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに報告する。

(ｳ) 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食事、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。

(ｴ) 孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。

(ｵ) その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

イ　県

(ｱ) 市から孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。

(ｲ) 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。

(ｳ) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

ウ　道路管理者（県、市）

(ｱ) 道路管理者（県、市）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。

(ｲ) 道路管理者（県、市）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

エ　港湾・漁港管理者（県、市）

港湾・漁港管理者（県、市町村）は，国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。

オ　通信事業者

(ｱ) 通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。

(ｲ) 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。

(ｳ) 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車

エ　道路管理者（県・市等） 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。 オ　自衛隊 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否情報等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。 カ　警察 安否確認、行方不明者の捜索、救出・救助、緊急交通路の確保を図る。 （新設） （新設）	載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。 （削除） （削除） カ　警察 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の捜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への交通路の確保を図る。 キ　自衛隊 自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否情報等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。 ク　その他防災関係機関 その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。	
第２　救助、救急用装備・資機材等の整備 **１　救助用装備・資機材等の整備方針** ⑴　（略） ⑵　災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。	**第２　救助、救急用装備・資機材等の整備** **１　救助用装備・資機材等の整備方針** ⑴　（略） ⑵　災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	・国の防災基本計画修正に基づく修正
２　（略）	**２　（略）**	
第７節　交通確保体制の整備 **１　啓開道路の選定** 災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、路線をあらかじめ定めておく。	**第７節　交通確保体制の整備** **１　災害に備えた道路啓開体制** 市は、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。	・国の防災基本計画修正に基づく修正
２　道路啓開の作業体制の充実 市は、平素から、災害時において関係機関及び関係業者が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開体制の充実を図る。	**２　道路啓開路線の情報収集** 市は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。	・国の防災基本計画修正に基づく修正
３　道路啓開用装備・資機材の整備 市は、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建	（削除）	

設機械等の把握を行う。 **４　関係団体等との協力関係の強化** 　市は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。 **５　交通規制** 　市の管理する道路について、道路、橋梁等交通施設の巡回調査又は発見通報等により、道路の損壊、決壊等の災害により交通施設等の危険な状況が予想され、交通が危険であると認められる場合の交通規制を実施する体制の整備に努める。 **６　緊急通行車両の事前届出** 　市が保有し、若しくは他の機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両のうち、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うようにしておくものとする。 **第３章　市民の防災活動の促進** **第１節～第２節　（略）** 第３節　自主防災組織の育成強化 **第１　地域の自主防災組織の育成強化** **１　（略）** ２　**自主防災組織の組織化の促進** ⑴　自主防災組織の重点推進地区 　自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。 ア　急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害のおそれがある地区 イ　土石流危険渓流のある地区 ウ　山地崩壊危険区域のある地区 エ　家屋密集等消防活動困難地区 オ　津波危険のある地区 カ　高齢化の進んでいる過疎地区 キ　土砂災害警戒区域等のある区域 ク　その他危険区域 ⑵　自主防災組織の組織づくり	（削除） **３　交通規制** 　市の管理する道路について、道路、橋梁等交通施設の巡回調査又は発見通報等により、道路の損壊、決壊等の災害により交通施設等の危険な状況が予想され、交通が危険であると認められる場合の交通規制を実施する体制の整備に努める。 **４　緊急通行車両の事前届出** 　市が保有し、若しくは他の機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両のうち、災害対策基本法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うようにしておくものとする。 **第３章　市民の防災活動の促進** **第１節～第２節　（略）** 第３節　自主防災組織の育成強化 **第１　地域の自主防災組織の育成強化** **１　（略）** ２　自主防災組織の組織づくり （削除）	・繰り上げ ・繰り上げ ・県地域防災計画との整合

区等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。 ア　区等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。 イ　区の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。 ウ　何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。 ３　（略） **第２部　震災予防** **第１章　地震・津波災害に強い施設等の整備** **第１節～第４節　（略）** 第５節　公共施設の災害防止対策の推進 第１　（略） 第２　道路・橋梁の災害防止 **１　道路施設の整備** ⑴　（略） ⑵　所管道路の橋梁における耐震対策工事 所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。 ２　（略） 第６節～第７節　（略） **第２章～第３章　（略）**	区等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。 ⑴　区等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。 ⑵　区の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。 ⑶　何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。 ３　（略） **第２部　震災予防** **第１章　地震・津波災害に強い施設等の整備** **第１節～第４節　（略）** 第５節　公共施設の災害防止対策の推進 第１　（略） 第２　道路・橋梁の災害防止 **１　道路施設の整備** ⑴　（略） ⑵　所管道路の橋梁における耐震補強 緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。 ２　（略） 第６節～第７節　（略） **第２章～第３章　（略）**	・文言の修正 ・県地域防災計画との整合

<table>
<tr><th>現行計画</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第３編　災害応急対策
第１部　風水害応急対策
第１章　活動体制の確立

第１節　応急活動体制の確立
第１　市の応急活動体制の確立
１～２　（略）

３　職員の配備体制
⑴～⑶　（略）

表３　（略）

表４
災害対策本部の対策部，班の所掌事務及び配備要員
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>班　名</th><th>所　掌　事　務</th><th>担　当　課</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育対策部
（部長１）
（副部長３）</td><td>教育総務班</td><td>１～３　（略）
４　青年団、婦人会等の連絡調整に関すること。</td><td rowspan="3">教育総務課
学校教育課
生涯学習課
学校給食センター
スポーツ推進課</td></tr>
<tr><td>指導班</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>施設班</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
第２　（略）

第２節～第７節　（略）

第２章　警戒避難期の応急対策
第１節　気象警報等の収集・伝達
１　（略）
</td>
<td>
第３編　災害応急対策
第１部　風水害応急対策
第１章　活動体制の確立

第１節　応急活動体制の確立
第１　市の応急活動体制の確立
１～２　（略）

３　職員の配備体制
⑴～⑶　（略）

表３　（略）

表４
災害対策本部の対策部、班の所掌事務及び配備要員
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>班　名</th><th>所　掌　事　務</th><th>担　当　課</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育対策部
（部長１）
（副部長３）</td><td>教育総務班</td><td>１～３　（略）
４　関係団体　　の連絡調整に関すること。</td><td rowspan="3">教育総務課
学校教育課
生涯学習課
学校給食センター
スポーツ推進課</td></tr>
<tr><td>指導班</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>施設班</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
第２　（略）

第２節～第７節　（略）

第２章　警戒避難期の応急対策
第１節　気象警報等の収集・伝達
１　（略）
</td>
<td>・文言の修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
２　土砂災害警戒情報の発表
⑴～⑷　（略）
⑸　土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準
ア　（略）
イ　解除基準
参考　土砂災害警戒情報の監視基準
<table>
<tr><td></td><td>設定ＣＬ</td><td>土壌雨量指数の下限値比率</td></tr>
<tr><td>阿久根市</td><td>0.25～0.65</td><td>75%</td></tr>
</table>
⑹　（略）

３～４　（略）

第２節　（略）

第３節　広報
第１　市による広報
１　（略）

２　広報手段
市による広報は、市が保有する防災行政無線、インターネット（ホームページ、フェイスブック等のソーシャルメディア）、Ｌアラート、緊急速報（エリアメール等）、広報車、市職員、消防団・自主防災組織、区長等による口頭などの各伝達手段による。

第２～第４　（略）

第４節　（略）

第５節　土砂災害の防止対策
１　（略）

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報
市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。
また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）
⑴　土砂災害の防止措置
</td>
<td>
２　土砂災害警戒情報の発表
⑴～⑷　（略）
⑸　土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準
ア　（略）
イ　解除基準
参考　土砂災害警戒情報の監視基準
<table>
<tr><td></td><td>設定ＣＬ</td><td>土壌雨量指数の下限値比率</td></tr>
<tr><td>阿久根市</td><td>0.25～0.70</td><td>75%</td></tr>
</table>
⑹　（略）

３～４　（略）

第２節　（略）

第３節　広報
第１　市による広報
１　（略）

２　広報手段
市による広報は、市が保有する防災行政無線、インターネット（市ホームページ、市公式ＬＩＮＥ等のソーシャルメディア）、Ｌアラート、緊急速報（エリアメール等）、広報車、市職員、消防団・自主防災組織、区長等による口頭などの各伝達手段による。

第２～第４　（略）

第４節　（略）

第５節　土砂災害の防止対策
１　（略）

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報
市は、土砂災害警戒区域等や、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。
また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）
⑴　土砂災害の防止措置
</td>
<td>
・時点修正

・広報手段の文言の統一

・土砂災害危険箇所の廃止に伴う修正
</td>
</tr>
</table>

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県、市等において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、事業採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

⑵～⑶　（略）

第６節～第７節　（略）

第８節　避難の指示、誘導

第１～第４　（略）

第５　避難の実施

１　（略）

２　避難指示等の伝達方法

⑴～⑷　（略）

⑸　Ｌアラート、テレビ、ラジオ、インターネット（ホームページ、フェイスブック等のソーシャルメディア）及び緊急速報（エリアメール等）等による伝達

３～５　（略）

６　避難所の設置及び管理

⑴　避難所等

※　指定避難所

地区名	避難所の名称	電話番号	収容可能人数
阿久根地区	総合体育館	７３-４６４９	2,０００
	Ｂ＆Ｇ体育館	７３-３６５５	１００
	農村環境改善センター	７３-４４４１	３００
	阿久根小学校	７２-００２５	1,０００
	阿久根中学校	７２-０１２３	９００
	風テラスあくね（市民交流センター）	７２-１０５１、１０５２	３９６
	中央公民館鶴見分館	７３-３７６９	３００
大川地区	旧大川中学校・大川小学校屋内運動場	７４-０００４	５００
	大川地区公民館	７４-０００１	１００

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県、市等において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、事業採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防事業等において緊急に砂防関係施設の整備を行う。

⑵～⑶　（略）

第６節～第７節　（略）

第８節　避難の指示、誘導

第１～第４　（略）

第５　避難の実施

１　（略）

２　避難指示等の伝達方法

⑴～⑷　（略）

⑸　Ｌアラート、テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、市公式ＬＩＮＥ等のソーシャルメディア）及び緊急速報（エリアメール等）等による伝達

３～５　（略）

６　避難所の設置及び管理

⑴　避難所等

※　指定避難所

地区名	避難所の名称	電話番号	収容可能人数
阿久根地区	総合体育館	７３-４６４９	2,０００
	Ｂ＆Ｇ体育館	７３-３６５５	１００
	農村環境改善センター	７３-４４４１	３００
	阿久根小学校	７２-００２５	1,０００
	阿久根中学校	７２-０１２３	９００
	風テラスあくね（市民交流センター）	７２-１０５１、１０５２	３９６
	中央公民館鶴見分館（保健センター）	７３-３７６９	３００
大川地区	大川地区公民館・大川小学校屋内運動場	７４-００００４	５００
	大川地区公民館分館	７４-００００１	１００

・文言の修正

・広報手段の文言の統一

・名称変更に係る修正

※　指定緊急避難場所

地区名	避難場所の名称	住　　所	災害種別			標高（m）
			洪水	土砂災害	地震津波	
阿久根地区	総合運動公園	赤瀬川２４８６番地１	○	○	○	42
	阿久根小学校	栄町９４番地	○	○	○	15
	阿久根中学校	波留５５２９番地	○	○	×	3
	風テラスあくね（市民交流センター）	塩鶴町２丁目２番地	○	○	×	2
	（新設）					

⑵　（略）

７　（略）

第９節　（略）

第１０節　交通確保・規制

第１　交通規制の実施

１～２　（略）

３　迂回路等の設定

道路管理者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって、一般交通にできる限り支障のないように努める。

４　規制の標識等

道路管理者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。

（規制の標識は様式１）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式２）

５　規制の広報・周知

道路管理者は、規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、＿＿＿＿放送機関並びに防災行政無線等により一般住民に周知徹底させる。

６　規制の解除

※　指定緊急避難場所

地区名	避難場所の名称	住　　所	災害種別			標高（m）
			洪水	土砂災害	地震津波	
阿久根地区	総合運動公園	赤瀬川２４８６番地１	○	○	○	42
	阿久根小学校	栄町９４番地	○	○	○	15
	阿久根中学校	波留５５２９番地	○	○	×	3
	風テラスあくね（市民交流センター）	塩鶴町２丁目２番地	○	○	×	2
	ビジネスホテル ロックスイン	港町６３番地	○	―	○	3

⑵　（略）

７　（略）

第９節　（略）

第１０節　交通確保・規制

第１　交通規制の実施

１～２　（略）

３　迂回路等の設定

実施者　　は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって、一般交通にできる限り支障のないように努める。

４　規制の標識等

実施者　　が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

（規制の標識は様式１）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式２）

５　規制の広報・周知

実施者　　が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、都市建設課、放送機関並びに防災行政無線等により一般住民に周知徹底させる。

６　規制の解除

・協定締結に伴う指定緊急避難場所の追加

・県地域防災計画との整合を図るため修正

<table>
<tr>
<td>交通規制の解除は、道路管理者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、防災行政無線等により一般住民に周知する。

２～６　（略）

第２～第３　（略）

第１１節　緊急輸送
第１　緊急輸送の実施
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
表　（略）

（新設）

第２　緊急輸送＿＿＿＿道路啓開等
１　道路啓開路線の情報収集
緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿啓開が必要な緊急輸送路</td>
<td>交通規制の解除は、実施者＿＿＿が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、防災行政無線等により一般住民に周知する。

２～６　（略）

第２～第３　（略）

第１１節　緊急輸送
第１　緊急輸送の実施
１　緊急輸送の実施責任者
表　（略）

２　緊急輸送の対象
被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。
<table><tr><th>段　階</th><th>輸　送　対　象</th></tr><tr><td>第　１　段　階
（警戒避難期）</td><td>⑴　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
⑵　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資
⑶　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
⑷　後方医療機関へ搬送する負傷者等
⑸　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</td></tr><tr><td>第　２　段　階
（事態安定期）</td><td>⑴　上記第１段階の続行
⑵　食料、水等生命の維持に必要な物資
⑶　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
⑷　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td></tr><tr><td>第　３　段　階
（復　旧　期）</td><td>⑴　上記第２段階の続行
⑵　災害復旧に必要な人員及び物資
⑶　生活必需品</td></tr></table>
第２　緊急輸送のための道路啓開等
１　道路啓開路線の情報収集
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿道路管理者は、関係機関と連携するなど啓開が必要な緊急輸送路</td>
<td>・表題の追記

・緊急輸送の対象を新たな項目として記載

・国の防災基本計画の修正に伴う修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
線等の情報収集を行い把握するものとする。また、市は、緊急輸送道路　の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

２　優先順位の決定
各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施するものとする。
<table>
<tr><th>段　　階</th><th>輸　　送　　対　　象</th></tr>
<tr><td>第　１　段　階
（警戒避難期）</td><td>⑴　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
⑵　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資
⑶　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
⑷　後方医療機関へ搬送する負傷者等
⑸　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td>第　２　段　階
（事態安定期）</td><td>⑴　上記第１段階の続行
⑵　食料、水等生命の維持に必要な物資
⑶　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
⑷　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td>第　３　段　階
（復　旧　期）</td><td>⑴　上記第２段階の続行
⑵　災害復旧に必要な人員及び物資
⑶　生活必需品</td></tr>
</table>
（新設）

（新設）

第１２節　緊急医療
第１　緊急医療の実施
１　（略）

２　救護班の編成と所在地
⑴　（略）
</td>
<td>
線等の情報収集を行い把握するものとする。また、市は、緊急輸送路線等の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

２　優先順位の決定
道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施するものとする。
（削除）

３　道路啓開作業の実施
道路啓開作業にあたっては、関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

４　道路啓開作業の周知
道路管理者は、道路啓開の状況について、警察・消防等の関係機関と共有を図るとともに住民等へＳＮＳやホームページ等を活用して迅速な広報を実施する。

第１２節　緊急医療
第１　緊急医療の実施
１　（略）

２　救護班の編成と所在地
⑴　（略）
</td>
<td>
・新たな項目に記載したことから削除

・国の防災基本計画修正に基づく修正
</td>
</tr>
</table>

⑵　救護班の構成

救護班名	班　長 医　師	班　員 薬剤師	看護師	事　務	連絡員	計	備　考
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院４、済生会鹿児島病院１、出水総合医療センター１ 枕崎市立病院１、鹿児島市立病院２、済生会川内病院１						
日本赤十字社鹿児島県支部救護班	1		3	2		6	8班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53班

(注)上記救護班のほか、被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し、医療救護及び患者収容にあたる。

⑶　（略）

第２　医薬品・医療用資機材等の調達

１～４　（略）

５　透析患者等への対応

⑴　（略）

⑵　在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市町村、医療機関及び近県市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

第１３節　要配慮者への緊急支援

第１　（略）

第２　社会福祉施設等に係る対策

１　入所者・利用者の安全確保

⑴　（略）

⑵　市は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

⑵　救護班の構成

救護班名	班　長 医　師	班　員 薬剤師	看護師	事　務	連絡員	計	備　考
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院４、済生会鹿児島病院１、出水総合医療センター１ 枕崎市立病院１、鹿児島市立病院２、済生会川内病院１						
日本赤十字社鹿児島県支部救護班	1		3	2		6	8班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53班

(注)上記救護班のほか、被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し、医療救護及び患者収容にあたる。

(注)歯科医師会救護班の班員で看護師とあるものは、歯科衛生士を指す。

・県地域防災計画の修正に伴う修正

⑶　（略）

第２　医薬品・医療用資機材等の調達

１～４　（略）

５　透析患者等への対応

⑴　（略）

⑵　在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。

状況に応じて、市町村、医療機関及び近県市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

・県地域防災計画との整合

第１３節　要配慮者への緊急支援

第１　（略）

第２　社会福祉施設等に係る対策

１　入所者・利用者の安全確保

⑴　（略）

⑵　県及び市は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

２～３　（略）	２～３　（略）	
第３　高齢者及び障がい者に係る対策 ⑴　（略） ⑵　掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、放送機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。 ⑶～⑸　（略）	**第３　高齢者及び障がい者に係る対策** ⑴　（略） ⑵　掲示板、広報紙、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。 ⑶～⑸　（略）	・広報手段の追記
第４～第５　（略）	**第４～第５　（略）**	
第６　観光客及び外国人に係る対策 １　（略）	**第６　観光客及び外国人に係る対策** １　（略）	
２　外国人の安全確保 （新設） 市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行うものとし、県国際交流協会等の協力を得て、外国語通訳ボランティアを配置し対応するものとする。	**２　外国人の安全確保** ⑴　外国人への情報提供 県及び市は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について、ホームページやＳＮＳ等を通じて、外国人への多言語による情報提供を行う。 ⑵　相談窓口の開設 市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。	・県地域防災計画との整合 ・県地域防災計画との整合
第２部　（略）	**第２部　（略）**	
第３部　社会基盤の応急対策 第１節～第４節　（略）	第３部　社会基盤の応急対策 第１節～第４節　（略）	
第５節　道路・河川等公共施設の応急対策 １　道路・橋梁等の応急対策	第５節　道路・河川等公共施設の応急対策 １　道路・橋梁等の応急対策	

⑴　災害時の応急措置 実施機関：県、市 応急措置：道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講ずるとともに、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿必要に応じて迂回路の選定を行う。 九州地方整備局：（略） ⑵　（略） ２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策 ⑴～⑶　（略） ⑷　砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 市は、土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。 **第４部　特殊災害の応急対策　（略）** **第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第１章～第３章　（略）** **第４章　時間差発生等における円滑な避難の確保等** **第１節～第３節　（略）** **第４節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の対応** 第１～第２　（略） 第３　広報等 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報 市は、市ホームページ、防災行政無線、防災メール等の多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ２～３　（略）	⑴　災害時の応急措置 実施機関：県、市 応急措置：道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講ずるとともに、連携した復旧に努めるものとする。また、必要に応じて迂回路の選定を行う。 九州地方整備局：（略） ⑵　（略） ２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策 ⑴～⑶　（略） ⑷　砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 市は、土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。 **第４部　特殊災害の応急対策　（略）** **第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第１章～第２章　（略）** **第４章　時間差発生等における円滑な避難の確保等** **第１節～第３節　（略）** **第４節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の対応** 第１～第２　（略） 第３　広報等 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報 市は、市ホームページ、防災行政無線、防災メール等の多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。 ２～３　（略）	・国の防災基本計画の修正に伴う修正 ・文言の修正 ・国の南海トラフ地震臨時情報発表を受けての県地域防災計画の修正に伴う修正

第４～第５　（略） **第５節～第８節　（略）** 第９節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１～第２　（略） 第３　広報等 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報 市は、市ホームページ、防災行政無線、防災メール等の多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。 ２～３　（略） 第２～第５　（略） **第４章～第６章　（略）** **第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画** 第１　（略） 第２　地域住民等に対する教育 １～５　（略） ６　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 ７～10　（略） 第３　（略）	第４～第５　（略） **第５節～第８節　（略）** 第９節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第１～第２　（略） 第３　広報等 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報 市は、市ホームページ、防災行政無線、防災メール等の多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかける。 周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。 ２～３　（略） 第２～第５　（略） **第４章～第６章　（略）** **第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画** 第１　（略） 第２　地域住民等に対する教育 １～５　（略） ６　各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識 ７～10　（略） 第３　（略）	・国の南海トラフ地震臨時情報発表を受けての県地域防災計画の修正に伴う修正 ・土砂災害危険箇所の廃止に伴う修正

<table>
<tr><th>現行計画</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第４編　事態安定期の対策
第１節　避難所の運営
第１　（略）

第２　避難所の管理運営
<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>市</td><td>⑴～⑷　（略）
⑸　避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努める。そのため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
⑹　（略）
⑺　多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方＿＿＿＿＿＿の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
⑻～⑽　（略）
（新設）

（新設）

（新設）</td></tr>
<tr><td>県</td><td>避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援するものとする。</td></tr>
</table>
第３　（略）

第２節～第１３節　（略）
</td>
<td>
第４編　事態安定期の対策
第１節　避難所の運営
第１　（略）

第２　避難所の管理運営
<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>市</td><td>⑴～⑷　（略）
⑸　避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努める。そのため、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
⑹　（略）
⑺　多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
⑻～⑽　（略）
⑾　指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
⑿　在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
⒀　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>県</td><td>避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援するものとする。</td></tr>
</table>
第３　（略）

第２節　食料の供給
</td>
<td>
・県地域防災計画の修正に伴う修正

・県地域防災計画の修正に伴う修正

・国の防災基本計画の修正に伴う修正
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
第５編　災害復旧・復興

第１章　（略）

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第１節　被災者の生活確保
第１　市民生活相談
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>相　談　の　内　容　等</th></tr>
<tr><td>市</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>県</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td></td></tr>
<tr><td>県警察本部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>消防本部</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）
１　（略）

２　リサイクルの徹底
災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めるものとする。

第３～第１１　（略）

第２節　（略）
</td><td>
第５編　災害復旧・復興

第１章　（略）

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第１節　被災者の生活確保
第１　市民生活相談
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>相　談　の　内　容　等</th></tr>
<tr><td>市</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>県</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>総務省九州管区行政評価局、鹿児島行政監視行政相談センター</td><td>被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>県警察本部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>消防本部</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）
１　（略）

２　リサイクルの徹底
災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるものとする。

第３～第１１　（略）

第２節　（略）
</td><td>
・国の防災基本計画修正に基づく修正

・国の防災基本計画の修正に伴う修正
</td></tr>
</table>